

福井市光陽中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 策定

(前文)

光陽中学校区では、いじめや不登校を含む問題行動に対して、小中連携、家庭や地域との連携をしながら生徒一人一人の自己有用感や自尊感情を育成することを基調として、規律や習慣の定着や基礎基本の定着を図り、最終的には学力の向上を目指すことで教育内容の充実を図ることが、生徒のいじめや不登校を含む問題行動を未然に防ぐ方策であると考えた。

そして、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級・どの部活動でもおこりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない安全で安心できる学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校としての「いじめ防止基本方針」は光陽中学校区教育の取組の基本理念をもとに、下記の5つの基本姿勢をこれまでの取組の精選・重点化を図りながら策定した。

いじめ防止のための基本姿勢

- ①いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③教員間（教科担任・部活動顧問等）の情報交換や連絡・相談を怠らない。
- ④いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

この考えに至るまでの経緯として、本校区は歴史的に問題を多く抱えた教育困難校といわれ、家庭的・経済的に厳しい家庭が多く、基礎基本が定着していない、習慣が身についていない、自己肯定感が低く将来への見通しをもっている生徒が少なくといった生徒の実態が挙げられた。これらのことが要因となって生徒は不適応を起こし、不登校やいじめ、反社会的な行動となって現れていた。また、平成21年度の全国学力調査で、本校の「夢や目標をもっている」と回答した生徒の割合が福井市の平均と比較して極端に低く、学校として大きなショックを受けたことも大きな要因となり、長期的なビジョンを持った学校経営に取り組む必要に迫られた。

そこで、平成22年度からは「夢や目標を持ち、自己実現に向けて努力する生徒の育成」という主題を設定し、中学校区教育でこの主題を共有して取り組むことにした。また、この主題に迫るために、計画的に副主題を設定して取組を続けてきた。この中学校区教育の取組が、平成24・25年度の2年間、文科省の「魅力ある学校づくり調査研究事業」の指定を受け、文科省や県・市から指導を受けながら進展させることができた。

これまでの取組で、教育内容を充実させるためには、全ての教員が全ての児童生徒を対象とした共通理解・共通実践をすることと、教員がアンケートなどのさまざまなデータから自分たちの取組を評価し、そこから課題を明確にして取り組みを進めていくことが有効であることが明らかになった。

この理念に基づいて、今後は、成功体験や賞賛される体験を積み重ね、学ぶ力を高めていきながら、「地域や学校に誇りをもち、たくましく生きる児童生徒の育成」を目指していく。そのために、教育のフィールドを広げ、地域や保護者、小中ができるだけ多くのことを共通理解をしながら多様な関係の中で児童生徒の育成を図っていく。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組（中学校区教育の取組）

（1）「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いの良いところを認め合う人間力を高める。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合う学び合う心、感謝の心を育てる。また、体験活動と関連づけた道徳の授業を充実させることで、心に響く授業実践を行う。

（2）学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努める。

○評価項目

【教職員】

- ・生徒の人権意識が高まるように心がけている。
- ・生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・生徒に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【生徒】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。

- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できる場所があることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組を、学校ホームページや学級通信等で、生徒や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組みを行っている。

(3) いじめの未然防止

○いじめの起きない学校・学級づくり

いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努め、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励まし合いながら「絆づくり」を進める。

○確かな学力の育成

授業では、各教科のおもしろさや魅力を引き出すような学習課題を設定し、生徒が自ら学び考え表現するような主体的な学習態度を育成する授業展開を工夫する。また、「めあて」を示し「振り返り」を充実させながら分かる授業づくりと学力の向上に努める。

○基本的生活習慣の定着

共通指導4項目を設定し、生徒に目指す姿を明確に示し、より規準を高め徹底して指導していく。さらに、自分で考え、判断し、行動できる場面を設定し、生徒を評価しながら規範意識の向上に努める。

○道徳教育の充実

体験活動と関連させた道徳の授業の充実を図り生徒が考えを深められるようにする。また、日常生活における道徳的指導一覧表を活用し、学校生活の様々な場面で道徳的な指導の充実を図る。

○自己有用感の育成

小中交流活動を計画的に実施し、生徒が目的意識を持って児童や地域の人との多様な関係の中で活動し、成功し、賞賛されることを通して、「自分は人の役に立っている」という自己有用感を高めていく。

○家庭との連携

家庭教育スタンダードを活用したり、家庭教育講演会、学級懇談会などで直接的に保護者とコミュニケーションを深めたり、家庭の教育力を高めていく。そのなかで、インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行う。

○地域との連携

町内別生徒会の充実や総合学習などの地域学習の精選・重点化を図り、生徒たちが地域で成功体験や賞賛される体験を重ねていけるように計画的な活動を実施する。さらに、光陽中学校区教育地域支援会議を新設し、地域との連携を深めるための体制づくりを進める。また、「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画書等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公

表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。

○自己チェックの活用

担任が丁寧に観察することにより、いじめ等の早期発見に努める。

○アンケートの実施

定期的（毎月）にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。また、8項目の意識調査を年2回行い、いじめだけでなく教育活動全体が機能しているかを確認し、取組の改善に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談(アンケート結果を受けて毎月、学期末2回)を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめサポート班」による立案、対応により被害生徒を守る。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめだとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。
この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。
被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果を速やかに行う。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催する。

(構成委) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

(活動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、ふり返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡、体制づくり
- ・週1回の主任会、学年会、生活指導部会と月1回の職員会議による情報交換と指導方針の共通理解
- ・計画的なアンケート調査（毎月実施）や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、学年指導部、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などの連携

(3) 組織図【別紙1】

5 いじめ対策の年間行動計画【別紙2】